

募集要項等に関する再質問及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目	タイトル	質問・意見	回答
1	募集要項	8	7	2(7)	運営権対価支払日	質問回答No.5において、「運営権対価の支払い期限は、開業日の前日を予定」とあります。金利計算等事業計画に影響がありますが、応札時に作成する事業計画上は開業日の前日に支払う前提で計算してよろしかったでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・応札時に作成する事業計画上、開業日の前日に運営権対価を支払うこととして差し支えありません。 ・ただし、そこから基金への入金、基金からの支出等の手続きに最低1カ月程度の時間を要することから、基金事業の資金計画との整合を図ってください。
2	募集要項	8	30	2(9)	多目的利用地及び港湾用地の活用	質問回答No.11とNo.129に関して、貴県が多目的利用地で整備されるアスファルト部分と、耐荷重10tで整備されるアスファルト部分の場所をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的利用地は一部を耐荷重10tで整備する予定であり、場所は北東角からの車両の出入りとした一定の範囲となる予定です。
3	募集要項	9	20	(10)	収益等の帰属	質問回答No.14において、「運営権者による施設維持管理運営業務の実績や官民連携組織の業務実績等を踏まえ適切な対応を取ることを予定」とありますが、ここで言う「実績」とは、事業者が要求水準書・提案書に基づき業務を遂行しているか否かを指すと考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおりです。
4	募集要項	9	20	(10)	収益等の帰属	質問回答No.14において、「県からの追加拠出については、議会の議決を得る必要があることから明言できませんが、基金の財源が枯渇した場合、あるいはそれが予見される場合には、それまでの運営権者による施設維持管理運営業務の実績や官民連携組織の業務実績等を踏まえ、県として適切な対応を取ることを予定しています。」とありますが、基金からの赤字補填またはロスシェアは事業継続性を担保するうえで非常に重要な規定です。事業継続性が担保されない場合、金融機関などからの資金調達が難しくなります。改めて赤字補填またはロスシェアについて、仮に基金が枯渇した場合においても事業期間にわたる補填について保障いただくようご再考をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答No.14においては、あくまでも基金が枯渇した場合の「財源措置」に関する回答を示したものです。ご承知のとおり手続き上、必要となる財源の措置にあたっては議会の議決が必要となりますので、その趣旨について説明したものです。 ・いずれにしましても、募集要項等の記載内容に即して、赤字補てんまたはロスシェアを実施する予定ですのでご理解ください。 ・なお、実施契約書(案)第82条第2項において「県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合」との規定がありますが、ここには、県が事業安定化支援・ロスシェアを行わなかった場合が含まれます。 ・No.27もご参照ください。
5	募集要項	10	20	2(12)	人的支援	人的支援の規模としてイメージとしては数人程度と回答いただいておりますが、収支計画に関係してきますので、最大派遣可能な人数と想定される職員の方のクラス(業務経験等)のイメージをご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員の定数は条例で定められており、現段階で個別の事業における最大派遣可能人数を明示することができません。提案された内容(業務量等)を踏まえ調整することとなりますのでご理解ください。
6	募集要項	10	21	2(12)	人的支援	質問回答No.20に関して、②株式会社の場合について、県職員を派遣できる条件(貴県も出資して株式会社を設立できる条件等)があればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員を県が出資する株式会社へ派遣できる条件については、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」において、以下の①または②に該当することと定められています。 ①県内に本店を有するもの ②その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもの ・後段の県が出資して株式会社を設立できる条件ですが、県の出資の決定は予算を伴う議決事項ですので、議会に対し必要性を説明して理解を得るという進め方となり、「この条件を整えば必ず設立できる」というものはございません。
7	募集要項	17	14	(3)	応募企業又は応募グループの個別の参加資格	総合建設業を営む会社が自社が参画するPFI業務において展示場等の維持管理の実績を有する場合、当該会社自体は参加資格がありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の参加資格として募集要項に記載のある施設維持管理の実務を主体的・包括的に実施していれば、ご質問の形態であっても参加資格と認められます。
8	募集要項	17	15	(3)	参加資格について	質問回答No.27において、「施設運営者(指定管理者等)からの再委託・再々委託は含まれない」と回答されていますが、例えばPFI事業ではSPCから再委託により業務を受託することになり、ご回答の主旨からするとPFI事業等のSPCを設立する事業では、すべて対象外となってしまいます。このような事業の場合、構成企業・協力企業のようなSPCより直接維持管理業務を受託している実績は認められるようにしていただきたく、ご再考願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・SPC等からの再委託・再々委託を含め、施設維持管理の実務を包括的に実施しているものを実績として認めます。その場合、業務の内容等について、「実績を証する書類」における「維持管理業務の内容」欄にその詳細を記載するとともに、必要に応じて必要資料を添付してください。

9	募集要項	18	13	4(3)	選定の手順及びスケジュール(予定)	募集要項に係る質問に対する回答No.32にて、プレゼンテーションの場を通じて可能な範囲での対話の実施を予定とありますが、提案書提出後の対話において、仮に齟齬が発生した場合、提案事項の変更が可能との認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションにおける対話については、事業者からの提案内容をできるだけ詳細に相互に確認し合うために実施するものであり、原則として提案事項の変更を認めるものではありません。 ・対話で共有した内容は議事録として審査員に配布され、審査資料の一部となります。
10	募集要項	18	23	4(3)	スケジュール	元々、厳しいスケジュールである上、8/31の回答をもって、9/15に提案書を提出しなくてはならず、非常にスケジュールが厳しいと認識しております。提案提出期限を遅らせることはできませんでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの質疑応答の経過から、県の意図を応募者に的確に伝え事業スキームに対する正しい認識の共有を図るため更に質疑を継続する必要があると判断し、9月29日まで提案期間を延長することとしました。 ・併せて、9月22日までの間、質疑を継続することとします。今後の質問は随時受け付けることとし、公表も随時行います。なお、質問はこれまで通り様式1によりメールにて提出してください。 ・加えて、守秘義務資料の請求期限も9月22日まで延長します。請求手順は従前のとおりです。
11	募集要項別紙4-1	30	12	3	枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・枠の設定(基金の各事業への割当)について、運営権対価の税込(9億5,256万円)の30%以上を事業安定化に割り振るということは、9億5,256万円×30%=2億8,576万円以上を事業安定化に、残り6億6,679万円を官民連携による需要創造に割り振る、との理解で宜しいでしょうか ・その場合、事業安定化は開業5年度目までなので、1年度当たりに事業安定化に平均して割り振る場合は、2億8,576万円/5年=5,715万円/年 の計算で宜しいでしょうか ・また、官民連携による需要創造は、官民連携組織の収益であるものの、その業務は運営事業者(SPC)が担うので、上記の場合でいえば、官民連携組織が運営事業者には、6億6,679万円を官民連携による需要創造推進業務を運営権設定期間と同じ事業期間で業務委託するもの、との理解で宜しいでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業安定化と官民連携との配分計算についてはご指摘のとおりですが、事業安定化の5年間の割り振りについては、各年度の事業計画に沿って年度ごとに適宜配分ください。 ・ご指摘のように、SPCが官民連携組織の業務を担うかどうかも含め、官民連携組織の体制や運用方法については、事業者からの提案によるものとしますのでご理解ください。
12	募集要項別紙4-2	31	14	2	官民連携組織運営負担金	質問回答No.86において、「SPCにて一定の経費支出を行うケース」を示唆されておりますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携組織の業務もSPCが一体的に担う場合、官民連携組織のマネジメント等に関する経費をSPCが負担するケースが想定されます。
13	募集要項別紙4-2	31	14	2	官民連携組織運営負担金	質問回答No.87において、「維持管理運営事業負担金と官民連携組織運営負担金との優先、劣後は想定しておらず、運用状況を踏まえ見直しを行う可能性がある」とのことですが、見直しにあたっては県・事業者間による協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しにあたっては、県と事業者間での協議を行うものとします。
14	募集要項別紙5	33	2		基金からの支援等の基準	質問回答No.91に関して、SPC自体の管理費については基金からの支援の対象とならないとのことですが、SPCの管理費等コストについては開示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・N0.91は開業前準備業務委託に関する回答となっております。当該業務においては、コスト開示の必要はありません。
15	募集要項別紙5	34	6	④	費用算定についての特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂前「施設維持管理運営業務及び付帯事業運営業務を統括する企業のもと、維持管理運営等の実務を担う～」 ・改訂後「施設維持管理業務を統括する企業のもと、維持管理運営等の実務を担う～」 ・改定後の記述で「付帯事業運営業務」が削除されたことは明示されているものの、「施設維持管理運営業務」から「運営」が削除された「施設維持管理業務」とは何を指しているのか、また、「維持管理運営等の実務」とは何を指しているのかお教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設維持管理業務」とは、募集要項・要求水準書において示す「施設維持管理運営業務」のうち、「(オ)施設維持管理業務」を指します。 ・「維持管理運営等の実務」とは、施設維持管理業務の内訳、例えば「設備保守管理」「警備」「衛生管理・清掃」等を指します。
16	募集要項別紙5	34	12	④	「オープンブック方式」	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂前「施設維持管理運営業務の支出額については～」 ・改訂後「施設維持管理業務の支出額については～」 ・「施設維持管理運営業務」と「施設維持管理業務」の違いについてご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改定前の「施設維持管理運営業務」は、募集要項7頁(2(6)業務の範囲)イ「施設維持管理運営業務」を指します。 ・改訂後の「施設維持管理業務」は、上記「施設維持管理運営業務」のうち、「(オ)施設維持管理業務」を指します。

17	募集要項別紙5	36	7		ロスシェアの留意点	「実収入が15%を超えて下回った場合の追加的な赤字負担額は基金から負担金を支払う(ロスシェア)ことを原則とするが、施設維持管理運営及び附帯事業運営収入の収益と、官民連携組織運営による収益の合計がプラスとなった場合は支援を行わない。」とありますが、質問回答から、官民連携組織がSPC外に設置される場合には、負担金は当該組織が直接負担金を受領することが望ましいと考えます、とありますので、官民連携組織がSPC外に設置される場合(つまり、別組織として財布を分ける場合)には、官民連携組織運営による収益の合計がプラスとなった場合は支援を行わない、との文言の効力は生じない(つまり、官民連携組織運営による収益にプラスが生じたとしても関与せず、施設維持管理運営及び附帯事業運営収入の収益が含めてプラスとなった場合は支援を行わない)、との理解で宜しいでしょうか	・SPC外に設置された場合でも、SPCが官民連携組織から何らかの収入を得る場合(例えば、SPCが官民連携組織から事務局業務を受託し、委託料を得る場合や、SPCが官民連携組織に出資し、配当収入を得ている場合など)には、その収益を含めてプラスとなれば、支援を行わないこととなります。
18	募集要項別紙5	36	7	(2)②	プロフィットシェアの留意点(6年目以降)	質問回答No.54に関して、6年目以降も継続してオープンブックを継続するとのご回答でしたが、第三者監査費用等といったオープンブックに要する費用について、6年目以降は貴県負担と考えてよろしいでしょうか。	・県に発生した費用は県が負担しますが、SPCが実施する第三者による監査費用など、それ以外に発生した費用は運営権者が負担することとします。
19	募集要項別紙6	40			イベント保険代	亡失時のリスク負担(関税等への支払)として、出展者に対してイベント保険加入を義務付けることで求償可能と示されているが、具体的に関税・消費税等の求償可能な保険があつて明示されているのかご教示頂きたい。	・特定の催事テーマについて、適用可能性のある保険があることは承知しておりますが、具体的な保険の適用可能性や諸条件等については、個別・具体の催事テーマや開催内容によると考えられますので、ご理解ください。
20	募集要項別紙6	42	7	4	管理体制について	質問回答No.117において、「SPCの社員としての身分を有する者とする」とある一方、質問回答No.168において、「有人SPCを必須とはしていない」とあり、更に質問回答No.119でも「常駐を必須としていない」とあり、ご回答に矛盾が生じているように見受けられるため、改めて確認させてください。 SPCが外国貨物取扱事業者として届け出を行うためにSPCの社員としての身分が必要とのことですが、同届出を行うために必要な責任者は、保税関連業務の受託企業が再委託契約に基づく名義貸を行い、本届出記載に必要な責任者として選任させれば、SPCの社員とする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	・質問回答No.117のとおり、各種責任者はSPCの社員としての身分を有する者としてください。 ・質問回答No.168において、「有人SPC」の定義を、「SPCとしての事務所を常設し、社員も常駐させる」と考えておりますが、本件については、有人SPCである必要はなく、また、SPCの社員である各種責任者も、常駐を必須としておりません。 ・業務の実施にあたっては、SPCから構成企業又は協力企業へ業務委託することも想定しておりますが、上記のとおり、各種責任者については、あくまでもSPCの社員としての身分を有する者としてください。
21	募集要項別紙6	42			管理体制について	・総合責任者と内部監査人はそれぞれ1人の人間を指名してください(いずれも、他の外国貨物取扱事業者の役職との兼務は不可)。貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者については1人の人間が兼務することは可能とご回答をいただいております。改めてお聞きしますが、貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者は他の外国貨物取扱事業者の役職との兼務は不可なのでしょうか。	・貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者については、1人の人間が3つの役職を兼務することは可能です。
22	募集要項別紙8	50	6	(1)	附帯事業	質問回答No.125、282において、貸付料を払う必要がある旨の回答がありますが、ビジネスセンターなどは設備投資の償却、貸付料と経費を想定した場合に採算が合わず成立しない可能性が高いと考えます。これを踏まえ、下記の点をご教示ください。 ・ビジネスセンター、コインロッカー、自販機のそれぞれの想定収益を踏まえた、それぞれの賃料想定額(面積単価) ・ビジネスセンター、コインロッカー、自販機の設置は要求水準書で求められている事業者不可避の業務です。ビジネスセンター運用のための機器やコインロッカーなどは別契約となる開業前準備業務委託・備品調達業務の対価で設置が可能と考えて良いでしょうか	・施設の貸付料については、店舗等における売り上げに対して一定率を乗じて決定します。 飲食店 5%程度 売店 5%程度(原価率の高い品目については協議) 自動販売機 10%程度 コインロッカー 10%程度 ビジネスセンター 10%程度 ・その他任意事業については一般的な相場を参考に個別に歩率等を設定します。 ・固定資産税に相当する固定資産等所在市町村交付金(以下「交付金」)は貸付料の中を含む事とします。従って部率による賃料が交付金の額を下回る場合は、交付金の額を貸付料とします。 ・交付金額は交付金算定標準額(固定資産の価格)×1.4%により算出されるため、施設の完成後に決定します。(売電に係る資料(募集要項別紙3)も参照ください) ・ビジネスセンター事務機器の購入は開業前準備で県から運営事業者へ委託します。 ・コインロッカーは運営事業者側で用意するものとします。(購入によらず、オペレーション契約も可)

23	要求水準書	18	22	(2)③イ	コンサート時の同時利用	質問回答No.142において「同時時間帯に別の利用者が開催する催事への影響については、運営事業者にて適宜ご判断ください。」とあります。事業者は現段階で設計協議等に入っていない為、設計思想として展示ホールAでコンサートを行っている日に、展示ホールBで展示会を行うことを想定されているかどうかご教示ください。	・同時利用は想定していません。
24	要求水準書	29	1	iii)	中長期修繕計画書(案)	質問回答No.155において「現時点では設備の詳細が決まっていないため、建設コストを示せない」とのことでしたが、発注者様にて示せないにも係わらず、建設コストに関連する中長期計画修繕の費用を事業者が算出し実施できる(リスクを負える)道理はないと考えます。 質問回答No.200の質問のように、県が想定される修繕計画(コスト)を公表いただき、費用の加減・計画内容については協議とさせていただきたく御再考をお願い致します。 また厨房・売店に係るB工事についても、施工実施業者以外では積算を行うことが出来ない為、同様に取り扱いをお願いします。現在配布頂いている守秘義務対象資料「備11_厨房・売店・カフェ詳細図(工事区分)_dkt」に記載のC工事を行った場合のB工事費用についてコストを公表をお願いします。	・中長期修繕計画について、事業者の負担見込金額を追加しました。これに伴い、同資料を守秘義務対象資料として取り扱うこととしました。 ・厨房・売店については、C工事となります。守秘義務対象資料「備11_厨房・売店・カフェ詳細図(工事区分)_dkt」に記載のC工事は、内装等、例示として部分的に記載していますが、厨房等の機器の位置や形態等、運営権者(入居テナント)の意向により決定されるC工事の仕様によりB工事の内容も決まるため、B工事のコスト算出は現時点では出来かねます。
25	要求水準書	38	1		県の役割	事業予算を伴わない職員の人件費のみとして対応可能といただいている県の枠割とされる業務は、募集要項10頁20行にある人的支援とは別の人件費区分と考えて宜しいでしょうか。	・ケースバイケースと考えており、明確に区分しておりません。 ・例えば、国との調整や国家的催事の誘致を行う場合には、官民連携組織に派遣される職員(以下「派遣職員」とは別に、県の関係部局がこれを行うことが想定されます。 ・一方、個別の催事開催に関する地元経済界等との調整などは、派遣職員が行う方が効果的・効率的である場合も考えられます。 ・また、トッププロモーションなどは、県の関係部局と派遣職員が連携して実施することが想定されます。
26	要求水準書	40	7	①	No222の「駐車場運営における協力・連携」	駐車場管理業務において、集金・誘導係員配置を検討しております。 入出場ゲートまでの距離を考慮しますと、駐車場内に係員ボックスが必要と考えますが、設置・設営は貴県(建築)によりお願いできますでしょうか、 その際、原設計より車室数の減少が予想されますが、よろしいでしょうか、 仮に事業者での設置を求められた際、係員ボックスまでの配管・配線工事は貴県(建築)によりお願いできますでしょうか。	・県による駐車場内への係員ボックスの設置は予定しておりません。 ・運営権者による設置は妨げませんが、配管・配線工事を含め運営権者が実施してください。また、車室数の減少の影響について県と協議してください。 ・また、当該工事は「設備のグレードアップ更新」に該当し、設置後に所有権を県に移転し、運営権が及ぶものとします。
27	(添付資料4)基本協定書(案)	8	11	第11条	基金の不設置等による実施契約の不締結等	質問回答No.249、259において、「基金が設置されなかった場合であっても、県は運営権対価を財源に負担する」旨の回答があり、事業継続の意思があると見受けられます。 この場合、第11条に記載の県による事業契約の解除は、回答の主旨に合わず、削除・修正をご検討ください。 尚、基金不設置による契約解除は、事業者に大きなリスクになると考えており、基金不設置による事業契約の解除は、「県の事由による契約の解除」とし、事業者がそれまでに要した経費等をご負担いただくようお願いいたします。	・基金条例の設置が議決事項であることから、基金不設置の場合について契約書等(案)に規定したものが、再整理することとします。 ・要点は「基金が設置されるかどうか」ではなく「県の支援が行われるかどうか」であり、基金の有無に関わらず県は支援を行うこととしていますので、そもそも基金不設置の場合について契約上に規定する必要は無いものと考えます。 ・よって、基金不設置の場合の規定を削除し、県が支援(事業安定化支援、ロスシェア)を行わなかった場合の規定に置き換える整理を行うこととします。 ・その際、県が事業安定化支援・ロスシェアを行わなかった場合は実施契約書(案)第82条第2項における「県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合」に該当するとの考えに基づくものとします。 ・契約書等(案)の修正には数日程度要することから、追って公表します。
28	(添付資料4)基本協定書(案)	8	11	第11条	基金の不設置等による実施契約の解除	基金不設置のままの契約続行や質問回答No.14の検討の結果、基金枯渇時等に県が必要な予算を確保できず解約となった場合は、県の責による解除と考えてよろしいでしょうか。	・No.27をご参照ください。

29	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	2	3	第3条	基金関連法令の不整備	8/10付質問回答No.256において、「基金が設置されなかった場合であっても、県は、運営権対価を財源として、事業安定化及び官民連携事業の負担金を負担します。」と回答されていますが、そうだとすれば、追加契約の不締結や解除はありえても、実施契約の解除は想定されないのではないのでしょうか？	・No.27をご参照ください。
30	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	2	3	第3条	運営権対価の返還	基金関連法令の不整備によって実施契約が解除された場合は愛知県の都合によるものですので、第3条第3項や第3条第4項の規定にある「相互に県又は運営権者に損害等が生じても、県及び運営権者は相互にその賠償の責めを負わないものとする。」「県及び運営権者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、本項に定める運営権対価の返還を除き、相互に債権債務関係を生じないものとする。」というような各自負担の原則ではなく、愛知県の負担として頂きますようお願いいたします。	・No.27をご参照ください。
31	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	4	29	第9条	開業前準備業務	質問回答No.269において、契約案を示せないとのことですが、下記の点についてご教示ください。 ①支払い方法 各年度毎の契約になると想定されますが、委託費の支払い方法は、毎月または四半期毎など、どの程度の頻度を想定されていますでしょうか？ ②SPCの設立に係る経費は、開業前準備業務に含めてもよろしいでしょうか。	①支払方法は協議が可能です(例えば資金計画書を提出することにより四半期ごとの概算払いにするなど)。 ②SPCの設立に係る経費は開業前準備業務に含まれません。
32	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	7	第22条	法令改正による解除	施設の竣工遅延について、施工業者の帰責で工事が遅延した場合、実施契約第22条第6項(県負担)と同第8項(最終負担は協議)のどちらが適用されるのでしょうか。	・第6項(県負担)の適用となります。
33	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	16	第22条	運営権対価の返還	質問回答No.274において、運営権対価の返還に関する規定について当初案とする旨の回答がありますが、非常に事業者リスクのある規定であり、事業参画の障害となっております。金融機関などからの資金調達が可能になります。改めて当該質問の内容のとおり、運営権対価償却費残額の全額返還についてご再考お願いいたします。	・実施契約第22条第3項における運営権対価の返還については、以下のとおりとします。 「以下の(A)及び(B)で算出される額のうち、少ないほうの金額を、県は運営権者に対し返還する。 (A) 県が運営権者から受領した運営権対価を総日数で均等割付配分した金額に残存期間の日数を乗じて得られる金額から、ロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分(ロスシェアによる県から運営権者への支払い済みの金額分から、プロフィットシェアによる運営権者から県への支払い済み金額分を差し引いた額)の控除を行った金額 (B) 提案時の収支計画に基づく運営権対価減価償却費の残額から、ロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分(ロスシェアによる県から運営権者への支払い済みの金額分から、プロフィットシェアによる運営権者から県への支払い済み金額分を差し引いた額)の控除を行った金額」
34	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	16	第22条	運営権の返還	質問No.274 運営権対価はあくまで本施設における運営権対価として貴県にお支払いするものと認識しております。運営権が残存期間満了日前に取り消された場合、公共施設等運営権対価減価償却費の残額をお支払いください。資金調達方法によりますが、運営権者としても公共施設等運営権対価減価償却費の残額の返済義務が残るため、現状の返還ルールですと違約金以上に重い罰則が運営権者に課せられることになり、参画検討に際大きな懸念事項となります。 回答:当初案のとおりとしますので、ご理解ください。 上記より、 ・県はトラックレコードがないなかでも、かなり強気であると考えているのですが、一方で、質問内容からは県側と提案者側で温度差が生じているように感じているのですが、県としてはどのように認識されていますでしょうか。 ・提案書提出前に、やはり県と提案者との対話が必要だと思いますので、検討頂けないでしょうか。	・No33をご参照ください。

35	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	13	32	第26条	運営権設定対象施設の一部貸付	貸付料の発生は、開業開始日または開業開始日以降の貸付対象の使用日からと考えてよろしいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 貸付料は売上に応じた歩率で設定することとしますので、期間によりません。No.22をご参照ください。 なお、貸付期間は協議のうえ契約書にて設定します。
36	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	30	15	第67条	法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	施設の利用料金は条例規定事項ですが、県の条例の改正により料金に変更された場合も法令改正の一つとして、県が費用や損害を負担する法令改正に該当するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 条例改正による使用料の変更は、「本事業に類型的又は特別に影響を与える法令等の改正」に当たるため、追加費用が発生し、協議による合意が成立しない場合は県の負担となります。
37	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	31	11	第68条	法令改正による解除	法令改正によって事業継続が困難となった場合、県との協議の上、合意により、本契約の全部又は一部を解除することができる。とありますが、合意するために必要な条件をお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> 状況によりしますので、条件としてお示しできるものはございません。契約解除とすることが止むを得ないと合理的に判断される場合には、合意に至るものと考えます。 また、ガバナンス維持体制として設置を予定している第三者機関に諮問を行うことが想定されます。
38	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	31	31	第70条	不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担	募集要項に係る質問に対する回答No.293にて、不可抗力による逸失利益については、ロスシェアの範囲内での対応とすることとします。とありますがロスシェアが適用されるのはどのような場合まででしょうか。運営事業者の責めに帰さない事案は全て適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お見込みのとおりです。
39	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	32	10	第72条	不可効力による解除	質問回答No.293～No.297において、不可抗力事由による費用増加処理から契約解除について回答をいただいております。天災やテロ等により施設運営がままならず契約解除となった場合について、運営権対価の返還に関しては原案では第22条が適用されると考えますが、不可抗力等による事業者がコントロールできない事案に基づく契約解除については、運営権対価償却費残額の全額返還をいただきますようお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> No33をご参照ください。
40	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	32	10	第72条	不可抗力による解除	不可抗力の発生により、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、県又は運営権者は相手方当事者と協議の上、合意により、本契約の全部又は一部を解除することができる。とありますが、合意するために必要な条件をお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> No37を参照ください。
41	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	33	19	第75条	オープンブック方式	募集要項等に係る修正箇所一覧のNo2、No23により、附帯事業運営業務は、オープンブック方式の対象外としてください。	<ul style="list-style-type: none"> 附帯事業運営業務はオープンブック方式の対象外としますので、第75条を修正します。
42	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	36	6	第81条(7)	運営権者の責めに帰すべき事由による解除	質問回答No.275において、「第81条1項(7)号において、「運営権者の責により運営権者の財務状況が著しく悪化した場合とします。」とご回答いただいております。仮に事業期間中に基金が枯渇し、貴県でロスシェアに係る予算どりが出来ずにSPCの財務状況が悪化、事業継続が困難となった場合は、第82条の県の事由による解除に該当に該当するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおりです。
43	(添付資料5) 公共施設等運営権対価実施契約書(案)	39	1	第90条	損失補償等	第90条にて「第82条(県の任意による解除、県の事由による本契約の解除)の規定により本契約が解除された場合、運営権者は解除に起因して運営権者に通常生ずべき費用の支払及び損失の補償を求めることができる。」とあります。一方質問回答No.303において、「残期間の減価償却費や予定金利の保証は想定しておりません。」とご回答いただいております。どのように理解すればよろしいでしょうか。資金調達上も大きな障害となるため、貴県事由による解除の際は解除に起因して運営権者に通常生ずべき費用の支払及び損失について支払いをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> 運営権対価の返還については、No33でお示ししているところですが、そのうえで、第90条に基づく損失の補償を求めることが可能です。 なお、同条の逸失利益については2年分を上限とすることとします。

44	(添付資料6) モニタリング基本 計画	7	14	表3	統括マネジメント 業務のモニタリン グ	募集要項等に係る修正箇所一覧のNo2、No23により、統括マネジメント業務のモニタリング方法の提出書類において、オープンブック実施要領書やオープンブックの実施に伴う開示資料について、附帯事業運営業務は対象外としてください。	・附帯事業運営業務はオープンブック方式の対象外とします。表3は修正します。
45	(添付資料7) 開業前準備業 務委託の要求 水準	1	12	1	人件費につい て	算出根拠の人件費について、技術員・主任技師とは維持管理員という認識で宜しいでしょうか。	・技術員・主任技師等の表記は、積算上、国土交通省の設計業務委託等技術者単価を用いているためであり、特段の資格を求めるものではありません。 ・委託業務に従事する者の人件費とお考えください。
46	(添付資料8) 運営対象施設				運営体制対 象施設(予 定)	天井吊物について、構造体(鉄骨)から支持するというで回答をいただいておりますが、吊物管理を行うのにコストがかかりますので、施設側のサービスとして料金を徴収しても宜しいでしょうか。	・料金を徴収することを妨げません。
47	再質問について				質問回答日 について	回答日8/31について、回答内容を踏まえて社内決裁を取る必要があり9/15の提出〆切ではスケジュールが厳しいです。コンソーシアムを組成している他の会社に迷惑を掛けることとなります。そのため提出〆切日を9月末日に変更して頂けませんでしょうか。	・No.10をご参照ください。
48						質問回答の読み込みや対応などで提出期限が厳しくなっております。提出期限の延長などはありますでしょうか。	・No.10をご参照ください。